

# 第39号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和3年11月発行〉  
発行元  
鎌ヶ谷市消費生活センター  
TEL:047-445-1246

突然かかってくる

## 電話勧誘にご注意ください！

不用品を高値で  
買い取りますよ！



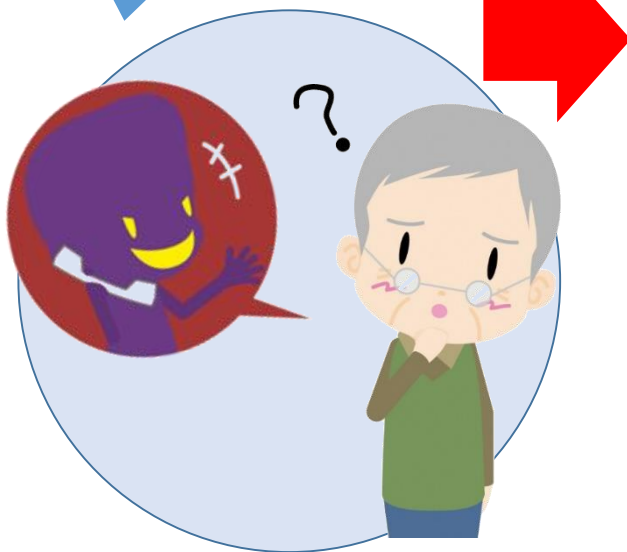
「不用品を買い取る」と電話のあった業者に来てもらった。しかし、不用品には目も向けず、貴金属類を安値で買い取られてしまった。



クーリング・オフを検討しましょう

- 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう。
- 購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。

通信料金が  
安くなりますよ！



なぜ安くなるか分からなかったが、インターネットの通信料金が安くなるならと思い契約した。契約書が届いたので、契約内容を確認すると、通信料金は安くなっておらず、オプション料金も加算され、今までより高くなってしまった。



工事前解除、初期契約解除ができる場合があります

- 説明を聞いても契約内容が分からない場合は、契約を控えましょう。

# 勧誘を断る勇気を持ちましょう！

その場で契約をせず、  
身近な人に相談しましょう



留守番電話に  
しておきましょう



お断りします

いいません

必要のない契約は  
きっぱり断りましょう

期間限定!

今だけ!



「無料」「今だけ」「限定」  
急がせる契約はご用心

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。



理解度チェックにも  
挑戦してみてください！

鎌ヶ谷市消費生活センター(市役所2階)

電話: **047-445-1246**(予約優先)

時間: 平日10時~12時、13時~16時

全国共通の電話番号  
消費者ホットライン

**188**

消費者ホットライン

188

イメージキャラクター  
イヤヤン

